

議第116号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年 6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第5項第1号中「20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める）」を「13,300円（原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行う）」に、「当該額に20,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額」を「40,000円」に改め、同項第2号中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「5,000円」を「3,300円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（次号において「帰還困難区域」という。）において行う作業（前2号および次号に掲げる作業を除く。） 6,600円

付則第5項第6号を同項第10号とし、同項第5号中「または当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」および「これらの区域を」を削り、同号を同項第9号とし、同項第4号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

(4) 帰還困難区域において行う作業（屋内において行う作業に限る。）（第1号および第2号に掲げる作業を除く。） 1,330円

(5) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（次号において「居住制限区域」という。）において行う作業（第1号、第2号および次号に掲げる作業を除く。） 3,300円

(6) 居住制限区域において行う作業（屋内において行う作業に限る。）（第1号および第2号に掲げる作業を除く。） 660円

(7) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（次号において「警戒区域」という。）において行う作業（第1号、

第2号および次号に掲げる作業を除く。) 6,600円

付則第7項中「または第5号」を「、第5号、第7号または第9号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。